

○岡山市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則

平成元年7月26日

市教育委員会規則第12号

岡山市教育委員会で定める様式のうち、教育委員会及び教育機関が発し、及び收受する文書に係るもので、敬称を殿と定めているものにおける敬称の取扱いについては、当該岡山市教育委員会規則で定める様式の規定にかかわらず、様を用いる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する岡山市教育委員会規則で定める様式による用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。